

第10回 特定外来生物等分類群専門家グループ会合（爬虫類・両生類）

議事概要

1. 日時 2024年1月29日（月）13:00～14:50
2. 場所 オンライン会議
3. 出席者（敬称略）（委員）戸田光彦（座長）、石橋徹、鈴木大、三谷伸也
（環境省）自然環境局野生生物課外来生物対策室長 松本英昭、
室長補佐 藤田道男、野生生物専門官 末永珠佑
（農林水産省）大臣官房みどりの食料システム戦略グループ 課
長補佐 古林五月、係員 湊谷陽太
（事務局）環境省業務請負：一般財団法人自然環境研究センター

4. 議事概要

【特定外来生物（爬虫類・両生類）の選定について】

（環境省から資料1-1、1-2を説明）

＜チュウゴクオオサンショウウオの指定について＞

- ・（鈴木委員）既存のチュウゴクオオサンショウウオには複数の種が含まれるとのことだが、それらすべてをチュウゴクオオサンショウウオとして扱うという認識で良いか。
（環境省）その認識で問題ない。過去に広義のチュウゴクオオサンショウウオとして駆除されていた背景があるため、今回も広義として指定することとした。
（鈴木委員）指定の中で特定の種の学名を表記すると、複数種が含まれている可能性があるという情報が伝わらず、誤解されるおそれがある。学名を表記するのであれば、誤解の生じない記載方法にするなど工夫する必要がある。
- ・（三谷委員）純系のチュウゴクオオサンショウウオと、チュウゴクオオサンショウウオとオオサンショウウオの交雑個体は外見的な区別がつかないため、双方とも指定の対象にするという認識で良いか。
（環境省）その認識で問題ない。在来のオオサンショウウオを保護する観点から、双方を指定する方向で進めている。
- ・（石橋委員）現在国内に定着している個体群をDNA分析して、どの種に該当するか判別できないか。
（事務局）国内で確認されるチュウゴクオオサンショウウオのほとんどは*Andrias davidianus*だが、一部のオオサンショウウオとの交雑個体のDNA解析結果からは、*Andrias sligoi*との交雑が疑われる例が確認されている。また、近年は純系のチュウゴクオオサンショウウオがほとんど確認されていない状況にある。チュウゴクオオサンショウウオの分類が進んだのはつい最近であることから、今後認識できていなかった種が発見される可能性も考え、今回は広く可能な限り指定する考えである。

- ・（三谷委員）交雑個体に関して、オオカミ犬のように交雑個体（種ではない）であることを理由に、特定動物の許可を取らなくても問題ないとする層が一部では存在している。そのような事例を防ぐためにも、指定は厳密に行った方がよいだろう。また、日本動物園水族館協会の園館で飼育しているチュウゴクオオサンショウウオの純系とされる個体にも種の違うものが含まれているように思われるため、広く指定する必要があると考える。
 - ・（石橋委員）今後、戻し交配が進むことで、オオサンショウウオかチュウゴクオオサンショウウオかを判別できないほど形態が似ている個体が生まれてくる可能性が考えられるため、指定は早く進めるべきである。しかし、交雑個体などをまとめて捕獲飼育している団体などが、指定によって不利益を受けないようにしなければならない。
 - ・（戸田座長）本グループ会合では、チュウゴクオオサンショウウオ（*A. davidianus*、*A. sligoi*、*A. jiangxiensis*、*A. cheni* の4種及び未記載種を含む）とその交雑種を、特定外来生物に指定する事に賛同するという認識でよいか。
- （全委員）問題ない。

<指定後の対応について>

- ・（鈴木委員）外来種の研究に支援をいただけるとありがたい。また、オオサンショウウオは天然記念物に該当するため、文化庁と連携するなど大きな規模で活動できるとよいだろう。
- （環境省）今回の指定に関して、文化庁及び関係地方公共団体文化財部局の皆様と連携してきた。チュウゴクオオサンショウウオが特定外来生物に指定されることによって、今年度から用意している特定外来生物の防除に関わる交付金を活用できるようになる。今後は地方公共団体とも協力しつつ研究を進めていただき、防除活動を推進していただければと思う。
- ・（石橋委員）交雑個体を駆除した後の在来種の再導入の可否や方法、水系による在来種の遺伝的な違いも研究する必要がある。また、交雑が進んでいることへの対策ならば、積極的に水系ごとに純系の個体を捕獲・収集し、域外保全といった形で各系統を保持しておく必要があるだろう。
 - ・（戸田座長）特定外来生物と特別天然記念物とが重なる種であるため、実際に規制・防除を進めるに当たっては、様々な問題が生じると予想される。交雑個体を発見した場合や、水族館などが保護のために引き取った個体が交雑種であった場合の対応など、整理されていない部分や合意形成が不十分な問題が多く存在するため、今後とも検討が必要である。
 - ・（三谷委員）チュウゴクオオサンショウウオは4種に分類されるとのことだが、まずは動物園や水族館で現在飼育されている個体がどの種に該当するかを調べる必要があるだろう。また、原産地では個体数が減り、生息が確認できなくなっているという背景もあ

るため、特定外来生物ではあるものの、純系のチュウゴクオオサンショウウオを動物園・水族館で域外保全的に飼育することが必要になってくるかもしれない。

- ・（三谷委員）特定外来生物に指定された場合は、基本的に殺処分しなければならないのか。

（環境省）外来生物法の中には殺処分について明確な規定はされていない。ただ、野外で捕獲したものを生きたまま移動させることは禁じられている。また、防除の実施を推奨しているが、防除の作業の中には殺処分も含まれることになる。

- ・（三谷委員）現在、水族館などで飼育されている個体について、特定外来生物に指定された後はどのような扱いになるのか。また、こういった手続きや作業が必要になるのか。海外の動物園等から、交雑個体の提供要請があった場合は輸出の対応を取ってよいのか。

（環境省）前者については、通常の特定外来生物と同様に、飼育に際しては飼養等許可に関する手続きが必要になる想定である。後者については、外来生物法の中においては、輸出に関する規定が存在しないため、海外の要請に対して対応いただくことは可能である。しかし、生きたままの移動に関する規定はあるため、その部分に関する手続きは必要である。また、他の法令（種の保存法など）で問題となる可能性があるため、その点も確認いただきたい。

- ・（石橋委員）中国では利用のために養殖をしているので、交雑個体に関しては食用として輸出利用を考えてもよいかもしれない。交雑個体は大量に生息しており、体も大きいため、捕獲個体を飼養するにも限界がある。

（戸田座長）デリケートな問題も含むが重要な意見である。長寿命、大型種であることもあり、飼養スペースの確保などの観点からも検討が必要となるかもしれない。

- ・（鈴木委員）交雑個体の扱いについての検討も重要だが、まず一番に考えるべきことは在来のオオサンショウウオをどう守って行くかということである。域外保全を考える前に、本来の自然の中で守っていくことを念頭に置いて検討していくことが重要である。

【未判定外来生物の判定について】

（環境省から資料2-1、資料2-2を説明）

<アフリカヒキガエルの判定について>

- ・（三谷委員）実際に現地でアフリカヒキガエルを観察したことがあるが、どこでも見ることができる普通種であった。今回の指定理由を見ると、ヒキガエル属の全般に言えることが記述されており、これではヒキガエル属に含まれる全ての種が特定外来生物に該当することになる。流通もない種であるにも関わらず、なぜ指定されるのかが理解できない。
- ・（石橋委員）未判定外来生物の輸入申請があったため審査していることと理解している。今回輸入申請があった数はどれぐらいか。ペットとして大量に輸入するのであれば問題かもしれないが、研究に使用するための数匹であれば問題は無いと思われる。

(環境省) 個人情報であるため、個別案件の詳細は話せないが、ペットとしての大量輸入というわけではない。

- ・ (石橋委員、三谷委員) 現状の未判定外来生物の考え方では、議論の余地なく申請された段階で、特定外来生物に指定されてしまう形になると認識している。「国内に侵入した場合に影響がない」ということを証明しなければならず、これは極めて困難である。日本に定着しないヒキガエル属を見出す研究のために、国内へ輸入したいとなった場合にも、それは認められないこととなり、議論をすることが不毛の様に感じる。

(環境省) 法律の性質上、どうしても未然防止の要素が入ってくる。生態系被害を発生させるおそれがある生物は、積極的に特定外来生物へ指定するという作りとなっているため、生態系への影響がないことを保証するデータが見つからなければ、未然防止の観点から指定する流れとなる。

(戸田座長) アフリカヒキガエルは、様々な気候への適応力を持つことに加え、繁殖能力が強く、乾燥地や攪乱地にも生息する種であるため、特定外来生物への指定は仕方ないと思われる。

(三谷委員) 海外への定着事例が非常に古い情報しかない状況で、侵略的であるという判断が難しいのではないかと感じる。

(鈴木委員) 別種の話となるが、北海道に定着した国内外来種であるアズマヒキガエルは、すでに駆除がほぼ不可能な状態である。そのため、未然防止の観点から多産の種は入れるべきではないという判断はあり得るだろう。

- ・ (戸田座長) 資料3を見ると、未判定外来生物の項目に「ただし次のものを除く」という形で、輸入が特に規制されていないヒキガエル属の5種が記されている。これらの種類が侵略的ではないと判断された理由は不明確であるため、今後、未判定外来生物として扱われるヒキガエル属の定義を科学的・合理的に検討する必要があるだろう。
- ・ (戸田座長) 本グループ会合は、アフリカヒキガエルを特定外来生物に判定することに賛同するという考えでよいか。

(石橋委員、鈴木委員、戸田座長) 賛同する。

(三谷委員) 賛同することはできない。

(環境省) 本日のグループ会合での意見として、全体会合での判定・議論の場へ引き取らせていただき、全体会合に向けて、ご指摘あった意見の論点整理をする形で戸田座長及び三谷委員と調整をしていくこととしたい。

【その他】

- ・ (鈴木委員) アフリカヒキガエルに関して、今回は旧学名 (*Bufo regularis*) で指定することのことだが、今後のことも考え、どの学名で指定するかについて、何かルールを決める必要があるのではないか。

(環境省) 基本的に指定時のものを踏襲するという原則に従っている。どこかで整理すべ

きと考えているが、現状はこのままとしている。

(戸田座長) 一定の期間の中で再整理を行い、更新していくことは重要である。種の保存法では、学名が変更されればそれに順じて変更するという対応が取られている。外来生物法においても今後、同様の対応が必要と考える。

以上